



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月26日
号外(6)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規則

- ※滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則(財政課) 1
- ※滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(流域政策局) 1
- ※滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(CO₂ネットゼロ推進課) 1
- ※滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則(私学・県立大学振興課) 2

規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第9号

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則(昭和36年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第10条第1項および第2項第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第10号

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則(平成26年滋賀県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「および児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センターおよび里親支援センター」に改める。

付則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第11号

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則(令和4年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（）」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（）」に、「規定する燃料」を「規定する化石燃料および同条第3項に規定する非化石燃料」に改め、「（同条第1項に規定する熱をいう。）」および「（同項に規定する電気をいう。）」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改め、同条第2号イ中「25」を「温暖化対策推進法施行令第4条第2号に定める係数」に改め、同号ウ中「298」を「温暖化対策推進法施行令第4条第3号に定める係数」に改め、同号カ中「22,800」を「温暖化対策推進法施行令第4条第32号に定める係数」に改め、同号キ中「17,200」を「温暖化対策推進法施行令第4条第33号に定める係数」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第12号

滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

第7条を削り、第8条を第7条とし、第8条の2を第8条とする。

第21条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削り、同条を第22条とし、第11条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条各号を次のように改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の3を第9条とする。

- (1) 法人の目的および業務内容
- (2) 法人の位置付けおよび役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念ならびに運営上の方針および戦略
- (5) 中期計画の概要
- (6) 適正なサービスを持続的に提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題およびリスクの状況ならびにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果および当該業務に要した資源
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態、運営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- (13) 内部統制の運用状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。